

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課）…………… 2

### 公 告

- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）…………… 3
- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）…………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・4件（国際物流商業課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 8

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 8

### 監査委員事項

- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表…………… 10

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項…………… 30

## 告 示

### 沖縄県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
名城病院	うるま市字赤道174番地 6	平成26年 3月 1日
本部カムカム歯科医院	本部町字大浜858番地 8	平成26年 4月 1日
登川薬局	沖縄市登川二丁目27番 1号	平成26年 4月 1日
N a o k o女性クリニック	浦添市字経塚745番地 7 経塚駅前医療モール 2 F	平成26年 4月 1日
沖縄県口腔保健医療センター	南風原町字新川218番地 1	平成26年 4月17日
愛島クリニック	石垣市字真栄里108番地 7	平成26年 4月26日
あゆみ眼科	北谷町字桑江110番地	平成26年 5月 1日

そうごう薬局豊見城店	豊見城市字高嶺395番地103	平成26年5月1日
沖縄こどもとおとなの整形外科	八重瀬町字東風平1209番地	平成26年5月1日
やえせ整形外科	八重瀬町字伊覇258番地2	平成26年5月2日
とよみ眼科	豊見城市字真玉橋285番地1 2階	平成26年5月7日

**沖縄県告示第361号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
沖縄中部療育医療センター	沖縄市比屋根五丁目2番17号	沖縄小児発達センター	沖縄中部療育医療センター	平成26年4月1日

**沖縄県告示第362号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
産科・婦人科名城病院	うるま市字赤道174番地6	平成26年3月1日
あかみち薬局登川店	沖縄市登川二丁目27番1号	平成26年4月1日
Naoko女性クリニック	浦添市伊祖二丁目21番14号かりゆし宮城1F	平成26年4月1日
愛島クリニック	石垣市字登野城618番地山興ビル1F	平成26年4月3日
諸見里胃腸科内科医院	沖縄市美里一丁目28番54号	平成26年4月9日
沖縄県口腔衛生センター歯科診療所	浦添市港川一丁目36番3号	平成26年4月9日
Dr. 久高のマンマ家クリニック	浦添市字経塚633番地メディカルKプラザ2階	平成26年5月1日

**沖縄県告示第363号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 公 告

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事（以下「本工事」という。）
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁ほか県内一円
- (3) 工事概要 本工事は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備に係る電気通信設備の製作、据付け及び調整を行い、並びに既存設備の撤去を行うものである。
- (4) 工期 本契約（13(5)に定める本契約をいう。）の成立の日から平成29年3月10日まで
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられている工事である。
- (6) その他
  - ア 本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、発注者の承諾を得た場合に限り紙での入札手続によることができる。
  - イ 本工事は、建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）第40条の規定による債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。

### 2 入札に参加する者に必要な資格 本工事に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、3により入札参加資格の確認を受けた特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

#### (1) 共同企業体の資格要件

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 各構成員が対等の立場で、一体となって施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員は、3者で構成するものとし、(2)ア及びイに掲げる資格要件を満たすもの1者と(2)ア及びウに掲げる資格要件を満たすもの2者の組み合わせとすること。ただし、各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることできないこと。
- エ 各構成員の出資比率の最小限度は、20パーセントとすること。
- オ 共同企業体は、共同企業体の成立の日から本工事の請負契約の履行後3月が経過する日まで存続しなければならないこと。

#### (2) 構成員の資格要件

##### ア 全ての構成員の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者でないこと。
- (イ) 沖縄県における電気通信工事業に係る入札参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定の後に入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による電気通信工事業の一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であって、かつ、経営事項審査結果通知書（経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果に関する通知をいう。）が5(1)に定める開札日時において有効である者であること。
- (エ) 3(2)に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日から落札決定日までの間において、沖縄県の土木建築部工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (オ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設

業者でないこと。

- (カ) 当該共同企業体以外の者で入札に参加しようとする者（構成員の全ての者）との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係にある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (キ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

#### イ 代表構成員の資格要件

- (7) 代表構成員は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、当該共同企業体における出資比率がその他の構成員の出資比率を上回る者であること。
- (イ) 直近の経営事項審査の電気通信工事業における総合評定値が1,250点以上の者であること。
- (ロ) 法第3条第1項の規定による電気通信工事業の特定建設業の許可を受けている者であって、かつ、電気通信工事に係る監理技術者の資格を有する者（当該代表構成員と入札参加資格確認申請書提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を本工事に専任で配置することができる者（配置予定技術者が入札参加資格確認申請書提出日現在他の工事に従事している場合にあっては、契約締結時に本工事に専任で配置することができる者）であること。
- (ハ) 平成11年4月1日から平成26年7月7日までにおいて、都道府県の防災行政無線の設置工事を元請けとして施工実績がある者であること（当該元請けの施工実績が共同企業体としてのものである場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の構成員として行ったものに限る。）。

#### ウ その他の構成員の資格要件

- (7) 直近の経営事項審査の電気通信工事業における総合評定値が680点以上の者であること。
- (イ) 法第3条第1項の規定による電気通信工事業の一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であって、かつ、電気通信工事に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有する者（当該構成員と入札参加資格確認申請書提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を本工事に専任で配置できる者であること。

### 3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格の確認 入札の参加を希望する共同企業体は、本工事に係る一般競争入札参加資格確認申請書その他の関係書類（以下「資格確認資料」という。）を(2)から(4)までに定めるところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。当該資格の確認は、資格確認資料提出期間の最終日に行うこととし、提出期限までに資格確認資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料の提出期間 平成26年6月24日（火曜日）から同年7月7日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。
- (3) 資格確認資料の提出場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟14階） 電話番号098-866-2036
- (4) 資格確認資料の提出方法 持参により提出すること。なお電子入札対象業者は、持参による提出と併せて、電子入札システムにおいても申請書を提出すること。
- (5) 競争入札参加資格の確認結果 競争入札参加資格確認結果通知書により申請者あて通知する。
- (6) 2(2)ア(イ)の資格を有していない者で入札参加を希望する者は、資格確認資料の提出と併せて平成26年6月13日付け沖縄県公報定期第4256号に登載の特定調達契約に係る競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告に基づき競争入札の参加資格の登録を申請すること。この場合にあっては、入札日までに入札参加資格要件を満たすことを条件に入札参加資格確認審査を行うものとする。
- (7) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合、平成26年7月23日（水曜日）までに、沖縄県企画部総合情報政策課情報通信基盤班に説明を求めようとする事項及びその内容を記載した書面を持参し、提出して行わなければならない。理由は、説明を求められた日から起算して7日以内に書面で回答する。

### 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年6月24日（火曜日）から同年8月7日（木曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課

### 5 開札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年8月7日（木曜日）午前10時10分
- (2) 場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟14階）沖縄県庁防災無線統制室（電子入札システムにより開札）
- 6 入札保証金 入札説明書による。
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
  - (9) 資格確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札
- 9 入札説明書及び設計図書の交付
  - (1) 入札説明書及び設計図書を交付する期間 平成26年6月24日（火曜日）から同年7月7日（月曜日）まで
  - (2) 入札説明書及び設計図書を交付する方法 沖縄県電子申請システムからのダウンロードにより交付する。交付を希望する者は、沖縄県電子申請システムにより入札説明書等交付申請書を提出すること。
- 10 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
  - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者が入札書に記載又は電子入札システムに入力したくじ番号に基づく電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課情報通信基盤班
  - (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟14階） 電話番号098-866-2036
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
  - (1) 入札の方法等
    - ア 入札書の記載 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか又は免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
    - イ 入札書の提出の方法 入札書は、電子入札システム又は書面により提出すること。なお、書面の場合は、直接持参又は郵送すること。電報及び電送（電子入札システムを除く。）による入札は認めない。
    - ウ 電子入札システムによる入札書の提出期間
      - (ア) 提出開始日時 平成26年8月6日（水曜日）午前9時
      - (イ) 提出締切日時 平成26年8月7日（木曜日）午前9時
    - エ 持参による入札を希望する場合の入札書の提出の日時及び場所

(7) 日時 平成26年8月7日(木曜日)午前10時

(イ) 場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁行政棟14階) 沖縄県庁防災無線統制室

オ 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

(7) 期限 平成26年8月6日(水曜日)午後4時30分

(イ) 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部総合情報政策課(11(2)に掲げる場所)に提出すること。

カ その他

(7) 持参による入札の場合は、3(5)の競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

(イ) 郵便による入札の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、中封筒に工事名及び開札日時を記載し、入札書を封入すること。3(5)の競争入札参加資格確認結果通知書の写し及び13(2)に定める工事費内訳書を同封すること。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書を提出しない場合にあつては、入札に参加することができないこととする。

イ 工事費内訳書の様式は自由である。ただし、記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 契約保証金 入札説明書による。

(4) 最低制限価格 設定しない。

(5) 落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。本工事に係る契約は、落札決定後に仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。

(6) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額を元設計額で除して得た比率)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(7) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事に係る低入札価格調査制度要領に基づく調査を実施する。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

(9) その他 詳細は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

14 Summary

(1) Contract Details:Construction Work for the Okinawa Prefecture General Administration Telecommunications Network

(2) Deadline For The Submission Of Application Forms And The Required Relevant Documents: 4:30 PM July 7th, 2014

(3) Deadline For The Submission Of Tenders by electronic bidding system:9:00 AM August 7th, 2014 (Tenders brought with 10:00 AM August 7th, 2014 or Submitted By Mail 4:30 PM August 6th, 2014)

(4) Contact Point For Tender Documentation:Comprehensive Information Policy Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570, Japan. Tel:098-866-2036

(5) Language for making inquiries:Japanese

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 日時及び場所

(1) 日時 平成26年7月28日から同年8月13日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立農業大学校(名護市大北一丁目15番9号)及び沖縄県畜産研究センター(今帰仁村字諸志2009番地の5)

- 2 対象となる家畜の種類 牛
- 3 受講手続 受講願書は、住所地为管轄する家畜保健衛生所長に平成26年7月11日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ読谷店 読谷村字座喜味繁多原3171番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社丸上東昇楚辺住宅 読谷村字楚辺1052番地 代表取締役 比嘉憲雄
- 3 法第8条第1項の規定による読谷村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年6月24日から同年7月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン泡瀬 沖縄市字泡瀬1420番地の4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年6月24日から同年7月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ読谷店 読谷村字座喜味繁多原3171番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社丸上東昇楚辺住宅 読谷村字楚辺1052番地 代表取締役 比嘉憲雄
- 3 法第8条第1項の規定による読谷村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年6月24日から同年7月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン泡瀬 沖縄市字泡瀬1420番地の4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年6月24日から同年7月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年6月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年5月13日 沖縄県指令土第717号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間122番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山339番地金城アパート101 與座健
- 5 検査済証番号 平成26年6月13日 第4116号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月1日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成26年6月24日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
雑踏警備業務	1 級	10人	平成26年9月30日（火曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

#### 3 試験科目

##### (1) 1級の検定に係る科目

###### ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 2級の検定に係る科目
  - ア 学科試験科目
    - (7) 警備業務に関する基本的な事項
    - (イ) 法令に関すること。
    - (ウ) 雑踏の整理に関すること。
    - (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - イ 実技試験科目
    - (7) 雑踏の整理に関すること。
    - (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 4 受検資格
  - (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
    - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
    - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
  - (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成26年6月30日（月曜日）から同年7月4日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
  - (2) 申請に必要な書類
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 添付書類
      - (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
      - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
      - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
  - (3) 提出先
    - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
    - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）
  - (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
  - (5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
  - (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。
  - (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
  - (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
  - (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032～3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 監 査 委 員 事 項

**沖縄県監査委員公表第6号**

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成26年5月14日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年6月24日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

**第1 定期監査の結果に基づき講じた措置****<財務・事務に関する事項>**

(平成22年度監査結果報告分)

**1 契約方法について改善を要するもの****(1) 指摘の内容**

松くい虫薬剤防除事業及び伊是名村保安林保育事業の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当せず、入札に付すべきものを随意契約していた。

(農林水産部北部農林水産振興センター森林整備保全課)

**(2) 講じた改善措置の内容**

松くい虫薬剤防除事業及び伊是名村保安林保育事業の委託契約は、平成25年度から指名競争入札に付している。

**2 長期継続契約等で契約すべきもの****(1) 指摘の内容**

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていなかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

(企画部畜産研究センター)

**(2) 講じた改善措置の内容**

当該契約は平成25年度までの契約であった。

今後、類似の契約を締結する際には、沖縄県財務規則等に基づき適正な契約事務に努める。

(平成23年度監査結果報告分)

**1 契約事務が適正でなかったもの****(1) 指摘の内容**

ア 被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事項について」（人事課長通知）により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。

(農林水産部八重山農林水産振興センター農業改良普及課)

イ 薬品搬送業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がいないことにより随意契約をする場合は、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づき、予定価格を変更できないにもかかわらず予定価格（48,682,200円）を上回る金額（49,395,528円）で契約していた。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

**(2) 講じた改善措置の内容**

ア 指摘後、会計事務研修を開催し、平成25年度から沖縄県職員の被服等貸与規程に基づいた適正な貸与を行なっている。

イ 指摘後、契約事務について職員に周知を図り、平成26年度は当該業務の指名競争入札において、予定価格の範囲内で契約を締結した。

## 2 長期継続契約等で契約すべきもの

## (1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結する必要があるが、実質的には複数年にわたる賃貸借契約となっているにもかかわらず、毎年同一業者と単年度契約を締結していた。

(病院事業局県立病院課)

## (2) 講じた改善措置の内容

当該契約は平成25年度までの契約であった。

今後、類似の契約を締結する際には、条例、規則等に基づき適正な契約事務に努める。

(平成24年度監査結果報告分)

## 【各部局共通】

## 1 財務に関する事項

## [収 入]

## (1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙収納に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

## ア 消印が押されていないもの

- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）

## イ 消印が不明瞭なもの

- ・土木建築部（北部土木事務所）
- ・警察本部（交通企画課）

## ウ 証紙ではなく収入印紙が貼付されたもの

- ・福祉保健部（障害保健福祉課）

## エ 証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならないが、消印の日付けが受理した日より前後しているもの

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター森林整備保全課、八重山農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）
- ・警察本部（交通企画課）

## ○ 講じた改善措置の内容

指摘後、証紙収納に係る事務については、沖縄県証紙条例等に基づき、適正な時期に消印を押し、複数でチェックを行う等、適正な事務処理に努めている。

## [支 出]

## (1) 消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの

消耗品等の購入に当たり、検査体制が適切でないものが次のとおりあった。

## ア 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成されていないもの

- ・総務部（自動車税事務所）
- ・農林水産部（園芸振興課）
- ・商工労働部（情報産業振興課）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）
- ・警察本部（宜野湾警察署）

## イ 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認をする検査員は、予算執行伺いをした職員以外の職員でなければならないが、同一人であるもの

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター農業水産整備課）

## ウ 検査調書に検査を実施したと記載されている検査日に、検査員が休暇を取得していたもの

- ・環境生活部（環境整備課）
- ・福祉保健部（＜中央保健所＞、看護大学）

- ・農林水産部（中央卸売市場、南部林業事務所）
- ・土木建築部（南部土木事務所、宮古土木事務所）
- ・教育庁（本部高等学校、那覇商業高等学校、宮古総合実業高等学校）
- ・病院事業局（北部病院、宮古病院、八重山病院、精和病院）

## ○ 講じた改善措置の内容

指摘後、消耗品等の購入に関しては、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程に基づき検査調書を作成し、検査日の確認に留意して複数でチェックを行う等、適切な事務処理に努めている。

## (2) 支出負担行為が遅れていたもの

補助金の交付決定をするとき、委託料の契約を締結するとき、又は貸付金の貸付決定をするときは支出負担行為をする必要があるが、遅れていたものが次のとおりあった。

- ・企画部（地域・離島課） 約7か月遅れ
- ・環境生活部（衛生環境研究所） 約6～9か月遅れ
- ・福祉保健部（福祉保健企画課） 約4か月遅れ
- ・商工労働部（産業政策課、国際物流推進課） 約3か月遅れ
- ・教育庁（県立学校教育課、義務教育課、文化財課、県立図書館） 約3～7か月遅れ

## ○ 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時に支出負担行為の整理を行うとともに、複数でチェックを行う等、適正な事務処理に努めている。

## (3) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

支払期限を過ぎて電気料金等を支払ったため、遅収加算額や延滞利息が生じ、不経済な支出となっていたものが次のとおりあった。

- ・福祉保健部（中央児童相談所 1,451円）
- ・農林水産部（家畜衛生試験場 9,626円）
- ・土木建築部（八重山土木事務所 32,986円）
- ・教育庁（島尻教育事務所 2,611円、泡瀬特別支援学校 22,392円）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター 1,149円）
- ・警察本部（名護警察署 37,493円）

## ○ 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数で支払期日の設定を確認する等留意し、適切な事務処理に努めている。

## 2 事務に関する事項

## [防火管理体制]

## (1) 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制等が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を定め、届出をしなければならないが、なされていないもの

- ・環境生活部（平和祈念資料館八重山平和祈念館）
- ・福祉保健部（身体障害者更生相談所）
- ・農林水産部（畜産研究センター、水産海洋技術センター石垣支所、南部農業改良普及センター、<水産業改良普及センター>）
- ・教育庁（島尻教育事務所、豊見城南高等学校）
- ・警察本部（警察学校）

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（年1回）を実施しなければならないが、実施していないもの

- ・環境生活部（動物愛護管理センター、平和祈念資料館八重山平和祈念館）
- ・福祉保健部（中部福祉保健所、八重山福祉保健所）
- ・農林水産部（畜産研究センター、南部農業改良普及センター、<水産業改良普及センター>）
- ・文化観光スポーツ部（芸術大学）
- ・土木建築部（沖縄県ダム事務所）
- ・教育庁（島尻教育事務所、北谷高等学校）
- ・警察本部（運転免許課、機動隊、警察学校）

- ウ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回も実施していないもの
  - ・病院事業局（宮古病院）
- エ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回しか実施していないもの
  - ・総務部（自治研修所）
  - ・福祉保健部（総合精神保健福祉センター）
  - ・教育庁（沖縄ろう学校）
  - ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）
- オ 消防用設備等の機器点検は6月ごとに実施する必要があるが、2回目の機器点検が実施されていなかったもの
  - ・福祉保健部（コザ児童相談所）
- 講じた改善措置の内容
 

指摘後、防火管理者の届出並びに消火、通報及び避難訓練並びに消防用設備等の点検については、消防法等に基づき適正に実施している。

【知事公室】

1 予算措置事務が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

農業移住者等に係る債務保証業務等の終了に伴う農林水産省への返還金支払については、予算措置すべき時期にその措置を怠り、緊急の流用手段をとって返還を行っていた。

(知事公室交流推進課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、適切な時期に予算措置を講じるよう職員に周知を図り、沖縄県財務規則等に基づき適正に事務処理を行っている。

2 被服等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防関係業務に従事する者に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿が作成されていなかった。

(知事公室消防学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、被服等貸与整理簿を作成し、整理をしている。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8
平成23年度	94,226,704,376	90,672,307,089	316,166,013	3,425,749,165	96.2
対前年度比	103.6	104.2	155.1	82.7	—

(総務部税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
イ 土地貸付料	73,545,753円	9.2%	△0.5%

(総務部管財課)

ウ 所有者不明土地 貸付料	9,279,443円	32.8%	8.2%
------------------	------------	-------	------

(総務部管財課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 個人県民税の収入未済額は、県税収入未済額の約76パーセントを占めていることから、以下のと

おり徴収対策を実施して、引き続き収入未済額の圧縮に努めている。

- (7) 各県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会をとおして市町村との相互において緊密な連携を図る。
- (4) 県税事務所として援助が必要と思われる市町村については、県職員の併任発令（平成19年度以降）、実務研修生の積極的受入れ（平成21年度以降）、地方税法第48条の規定に基づく直接徴収（平成17年度以降）、共同催告を実施している。
- (7) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図る。
- (5) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

自動車税については、これまでの取組みにより納期内納付率及び現年課税分の収入率が全国水準となったものの、収入未済額は依然として個人県民税に次ぐ割合となっていることから、以下のとおり徴収対策を実施して、引き続き収入未済額の圧縮に努めている。

- ① 徹底した財産調査、差押え、タイヤロックの実施などあらゆる徴収対策を講じる。
- ② コンビニ納付（平成19年度から）、郵便局納付（平成22年度から）、クレジット納付（平成25年度から）を実施して納税機会を拡大し、納税者の利便性の向上を図っている。
- ③ 納期内納付率促進のための広報活動を展開している。

イ 土地貸付料については、引き続き債権回収会社へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電話督促及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促及び納入指導を行った。長期高額滞納者については、呼び出しによる個別面談や家庭訪問を行い、督促納入指導を行った。

無資力等で納付困難な事案については、計画的な支払いができるように履行延期の相談を行った。また、長期高額の滞納で納入の意思が示されない悪質な事案に対しては、訴えを提起した。

平成26年3月31日時点では、訴訟の和解による支払額1,521,282円を含む13,560,298円を収納し、不納欠損による5,494,471円と合わせて、19,054,769円の未収金を整理した。

ウ 所有者不明土地貸付料については、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、督促状の発送、滞納者への自宅訪問及び電話による督促を実施した。

その結果、平成26年3月31日時点で、933,889円を回収した。

## 2 給与が過払いとなっていたもの

### (1) 指摘の内容

ア 扶養手当の支給に当たって、同居していた両親と別居したことに伴い、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で92,125円の過払いとなっていた。

(総務部自治研修所)

イ 単身赴任手当の支給に当たって、認定した後に誤りに気づき認定を取り消したが、返納手続きがなされておらず、272,000円の過払いとなっていた。

(総務部東京事務所)

### (2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、期末手当及び単身赴任手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

## 3 その他事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

1件3万円以上の消耗品の購入に当たって、見積書を徴する必要があるが、徴していなかった。

(総務部自動車税事務所)

### (2) 講じた改善措置の内容

指摘後、1件3万円以上の消耗品の購入に当たっては複数でチェックを行い、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 4 証紙の消印規格が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

登録免許税に係る証明願等の手続において、願書等に貼付されている証紙の消印が、証紙条例施行

規則に定める規格となっていなかった。

(総務部総務私学課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、規格に適合した消印を作成し使用している。

【企画部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で675,649円の過払いとなっていた。

(企画部企画調整課)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当及び期末手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

3件600円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。

(企画部科学技術振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

使用した切手分については返納の処理をした。

指摘後、切手の受払については、複数でチェックを行い、再発防止に努めている。

【環境生活部】

1 支出負担行為がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

検査試薬等消耗品の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。

(環境生活部衛生環境研究所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時に支出負担行為の整理を行うよう職員に周知し、適正な事務処理に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

システム構築事業の委託契約において、増額変更契約に係る契約保証金を、契約締結時に受領していなかった。

その後、減額変更契約を行う際に、減額変更に伴う契約保証金と増額変更に伴う未受領保証金との差額を納付させていた。

(環境生活部環境整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

契約事務の適正な執行について各職員に周知し、再発防止に努めている。

【福祉保健部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	277,818,032円	61.8%	△4.9%
違約金及び延納利息			
イ 生活保護費返還金	116,486,730円	53.6%	△5.3%
ウ 児童扶養手当返還金	114,818,768円	98.8%	2.2%

(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)

エ	児童福祉施設負担金	31,547,560円	68.8%	(福祉保健部青少年・児童家庭課) △6.7%
				(福祉保健部青少年・児童家庭課、各児童相談所、各福祉保健所)
オ	心身障害者扶養 共済事業費負担金	19,027,730円	73.0%	3.2%
				(福祉保健部障害保健福祉課)
カ	看護師等修学資金 貸付金元利収入	10,044,732円	52.1%	7.1%
				(福祉保健部医務課)
キ	介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	1,917,000円	81.3%	8.2%
				(福祉保健部福祉・援護課)

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取組みや、償還督促月間における集中的な償還指導の実施、貸付時の面談等による償還意識の向上、償還促進対策会議による情報の共有等により、滞納長期化の防止及び未収金の解消に努めている。

また、口座振替による納付を推進した結果、平成26年3月31日時点において、貸付金元利収入206,784,495円、違約金及び延納利息2,512,913円を回収した。

イ 生活保護費返還金については、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づき、督促状の送付、電話及び訪問による催告や履行延期申請に基づく分割納付の承認のほか、時効が完成した債権については不納欠損処理を行う等の債権管理を行っている。また、未収債権の発生防止を図るため、生活保護受給者に対して訪問活動を通じて常に生活実態の把握に努めるほか、届出義務や返還義務等について説明指導を行っている。

ウ 児童扶養手当返還金については、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について（マニュアル）」に基づき、督促状の発出や電話、訪問等による催告を引き続き行っているところである。

平成25年度においては、263件、67,188,780円の不納欠損処理を行った。

エ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、債務者の納入意識の向上を図るため、担当児童福祉司から直接、負担金についての説明を行い、負担金滞納の未然防止に努めている。また、滞納整理強化月間を定め、未収金削減に努めている。

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、沖縄県心身障害者扶養共済制度債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出、加入者台帳、債権管理台帳（滞納整理票）の整備に取り組み、債権管理に努めている。

カ 看護師等修学資金貸付金元利収入については、長期滞納者については、滞納状況を説明し、納付するよう指導している。また、滞納確認後速やかに納付を求めるとともに、経済的な理由により納付が困難な者については、返還方法変更承認申請に基づく分割納付の承認を行い、収納未済額の発生防止に努めている。

キ 介護福祉士等修学資金貸付金元利収入については、返還金滞納者に対して、督促状の送付及び口頭での催告を行い未収金の回収に努めている。

## 2 現金の取扱いが適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

出納員及び金銭分任出納員以外の職員が現金の取扱いを行っていた。

(福祉保健部中部福祉保健所)

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、必要に応じて臨時の出納員を置くことができるよう改善を図り、沖縄県財務規則に基づき、出納員及び金銭分任出納員において適正に現金の取扱いを行っている。

## 3 その他事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

携帯電話会社をA社からB社へ変更する際、解約手数料として発生する25,000円について、B社の携帯電話取扱代理店が負担するとの申し出があり、本来、県が収納すべきでないにもかかわらず、資金前渡口座へ振り込ませていた。

(福祉保健部女性相談所)

## (2) 講じた改善措置の内容

収納金については、平成25年3月に全額返金処理した。

指摘後、会計事務の処理に当たっては、関係法令等の確認や会計課等への疑義照会等により法令遵守を徹底するとともに、複数で審査を行い、適正な事務処理に努めている。

#### 4 給与が過不足払いとなっていたもの

##### (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、再任用職員の退職前の勤務期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤勉手当の合計で119,017円の不足払いとなっていた。

(福祉保健部若夏学院)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業に入ったことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、7,256円の過払いとなっていた。

(福祉保健部中央児童相談所)

##### (2) 講じた改善措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払い分並びに勤勉手当の過払い分については、支給及び返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

#### 5 契約事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

介護実習等の業務委託において、契約締結後に国庫補助金の減額内示があったが、変更契約を行わないまま、委託金額を減額し支払っていた。

(福祉保健部高齢者福祉介護課)

##### (2) 講じた改善措置の内容

平成25年度は同様の事務処理は無かった。

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

#### 6 予定価格調書が作成されていなかったもの

##### (1) 指摘の内容

介護職員等処遇改善等特例交付金の支払い事務等に関する委託契約（執行予定額1,632,000円）において、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(福祉保健部高齢者福祉介護課)

##### (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき適正な処理に努めている。

#### 7 切手の管理が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が238枚、合計18,540円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(福祉保健部南部福祉保健所)

イ 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,920円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(福祉保健部若夏学院)

##### (2) 講じた改善措置の内容

指摘後、切手の受払いの際は、受払枚数の確認、受払簿への受取押印を徹底する等、適正な管理に努めている。

#### 8 タクシークーポン等の管理が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

タクシークーポンについて、受払簿の残枚数より実際の残枚数が22枚、合計1,920円分少なく、管理が適正に行われていなかった。

(福祉保健部中央児童相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、タクシークーポンの受払いの際は、受払枚数の確認、受払簿への受取押印を徹底する等、適正な管理に努めている。

9 許可事務が適切でなかったもの

(1) 指摘の内容

食品衛生法に基づく食品営業許可手続において、営業許可の継続申請から処分がなされるまでに期間を要したため、有効期限が切れてから許可を与えていた。

(福祉保健部中部福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

申請があった場合は、速やかに審査を行い、有効期限内に審査結果を交付するように努めている。

【農林水産部】

1 予算執行伺いがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

農業経営管理支援対策実践研究会に係る負担金について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(農林水産部南部農業改良普及センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、予算を執行するときに予算執行伺いを行うよう周知を図り、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	481,340,272円	92.6%	△4.7%
違約金及び延納利息	83,209,725円	99.8%	0%
			(農林水産部農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	60,119,269円	64.8%	△9.4%
違約金及び延納利息	2,015,902円	57.7%	△3.1%
			(農林水産部水産課)
ウ 林業改善資金			
貸付金元利収入	47,086,000円	82.4%	△2.5%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0%
			(農林水産部森林緑地課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入については、滞納者に対して面接を行い、分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成26年3月31日時点で、貸付金元利収入39,328,080円を回収した。

違約金については4,014,295円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入については、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成26年3月31日時点で、貸付金元利収入6,705,000円を回収した。

ウ 林業改善資金貸付金元利収入については、滞納者に対して分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど、回収強化に努めた結果、平成26年3月31日時点で2,097,000円を回収した。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているもの

が次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、55,516円の過払いとなっていた。

(農林水産部水産課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、職員Aについては基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、67,392円の過払いとなっていた。

また、職員Bについては、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため41,247円の過払いとなっていた。

(農林水産部南部農林土木事務所)

ウ 通勤手当の支給に当たって、給与システムへ誤った金額を入力したため79,240円の不足払いとなっていた。

(農林水産部南部農林土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当の過払い分及び通勤手当の不足払い分については、返納及び支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ネズミ駆除資材(193,200円)について、平成24年9月13日に消耗品費として予算執行伺いを行い、10月6日納品となっていたが、実際には同年4月13日以降、10数回にわたるネズミ駆除業務に係る費用であった。

本来、委託業務として行うべき内容について、消耗品を購入したように処理していた。

(農林水産部中央卸売市場)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年度から委託業務として対応している。

指摘後、会計事務の習熟に努めるため、全職員で研修会を実施し、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

動物用焼却炉補修工事において、予定価格調書の金額(1,470,000円)が予算執行伺いの執行予定額(1,323,000円)を上回っていた。

(農林水産部宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理を行っている。

6 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容

警備委託業務契約(執行予定額1,310,400円)について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(農林水産部八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則に基づき予定価格調書を作成し、適正な事務処理に努めている。

7 処分伺いがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

物品を処分する場合は物品処分伺いをする必要があるが、導電率計測装置等10件569,688円を処分する際の物品処分伺いがなされていなかった。

(農林水産部中部農業改良普及センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則等に基づき物品の処分をするときに処分伺いを行い、適正な事務処理に努めている。

8 タクシークーポン等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

タクシーチケット使用料(執行額179,460円)の受払簿を紛失していた。

(農林水産部水産課)

(2) 講じた改善措置の内容

受払簿へ保存年限の記載を行い、また、文書整理を行う際は複数でチェックを行っている。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	7,643,959,185円	94.8%	1.8%
違約金及び延納利息	57,576,281円	98.5%	△2.1%
			(商工労働部中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	45,049,000円	20.2%	14.3%
			(商工労働部企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料相当損害金等	37,771,636円	96.3%	0%
			(商工労働部企業立地推進課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めており、一部の債権については、裁判所を通じた整理を図っている。

また、小規模企業者等設備導入資金のうち設備近代化資金の一部債権に加え、高度化資金の一部についても債権回収会社へ委託し、回収の強化を図った結果、平成26年3月31日時点で元利収入427,140,682円を回収した。

イ 賃貸工場施設使用料については、滞納整理事務処理要領に基づき、法人及び連帯保証人に対し、文書催告・電話や訪問等により繰り返し督促を行うとともに債務確認及び納付誓約書を署名・提出させ、納付指導を行った。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等については、滞納整理事務処理要領に基づき、代表者等を訪問し督促を行った。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤勉手当の合計で180,790円の不足払いとなっていた。

(商工労働部ものづくり振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払い分については、支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、採用時における職歴等を精査し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

## 1 給与が過払いとなっていたもの

## (1) 指摘の内容

管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、66,400円の過払いとなっていた。

(文化観光スポーツ部文化振興課)

## (2) 講じた改善措置の内容

管理職手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックする等し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

## 2 許可事務が適切でなかったもの

## (1) 指摘の内容

ア 県有施設内に公衆電話機を設置する許可は県が行わなければならないが、指定管理者が行っていた。

(文化観光スポーツ部観光振興課)

イ 学内食堂の建物使用に伴い発生する光熱水費について、実費負担とする許可条件を付さないまま、負担額を徴収していた。

(文化観光スポーツ部芸術大学)

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、県有施設内に公衆電話機を設置する許可は、県で行った。

イ 指摘後、使用許可を行う際には、光熱水費の負担について許可条件として明文化している。

## 【土木建築部】

## 1 徴収に努力を要するもの

## (1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	693,914,953円	12.5%	△2.5%
			(土木建築部住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	28,081,154円	8.7%	9.6%
			(土木建築部住宅課)

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 県営住宅使用料については、滞納発生直後から文書、電話及び訪問による督促を強化しているほか、長期滞納者（6か月又は20万円以上滞納）に対しては、滞納家賃等の支払い及び明渡しを求める法的措置を迅速に実施している。

イ 県営住宅駐車場使用料については、文書、電話及び訪問による督促強化を行っている。また、長期滞納者（6か月以上滞納）に対しては使用制限を行い納付を促している。

## 2 給与が過払いとなっていたもの

## (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務職員の期間率の算定を誤ったため、91,074円の過払いとなっていた。

(土木建築部技術管理課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、112,088円の過払いとなっていた。

(土木建築部南部土木事務所)

## (2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックする等し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

## 3 財産の管理が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

旧スクラバー用水取水地跡地（普通財産）は、平成22年12月に道路指定地とそれ以外の土地に分筆、登記を行ったが、公有財産台帳において、新たに生じた地番の土地の登載及び分筆された土地の面積減の調整がされていなかった。

（土木建築部下水道管理事務所）

## (2) 講じた改善措置の内容

平成25年4月に沖縄県公有財産規則に基づき、公有財産台帳へ登録を行った。

## 【出納事務局】

## 1 処分伺いがなされていなかったもの

## (1) 指摘の内容

不用紙類の売払いに当たっては、処分伺いを行う必要があるが、請負業者の準備期間として年間契約の対象から除いた年度初めの5日間については、処分伺いがなされていなかった。

（出納事務局物品管理課）

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則等に基づき物品の処分をするときに処分伺いを行い、適正な事務処理に努めている。

## 【企業局】

## 1 予算執行伺いがなされていなかったもの

## (1) 指摘の内容

公用車の修繕について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

（企業局北谷浄水管理事務所）

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県企業局会計規程に基づき、予算を執行しようとするときに予算執行伺いを行い適正な事務処理に努めている。

## 2 契約事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

ア 導水管移設等工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事を行うべきであるにもかかわらず、委託業務の完了検査（平成24年10月5日）前に工事に係る執行伺い（平成24年8月24日）を行っていた。

（企業局久志浄水管理事務所）

イ データ管理システム保守点検業務委託契約（執行予定額1,134,000円）について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。

（企業局水質管理事務所）

## (2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後は相互に関連する事案の契約事務処理においては、事前に十分な調整を行い、適正な事務処理に努めている。

イ 指摘後は、職員に対し関係通知の周知を図り、沖縄県企業局会計規程に基づき適正な事務処理に努めている。

## 3 予定価格調書が作成されていなかったもの

## (1) 指摘の内容

機器保守点検業務委託契約（執行予定額1,585,500円）について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

（企業局水質管理事務所）

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県企業局会計規程に基づき適正な事務処理に努めている。

## 【病院事業局】

## 1 予算執行伺いがなされていなかったもの

## (1) 指摘の内容

白衣等の賃借及び洗濯補修業務及び給食業務請負契約について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(病院事業局北部病院)

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、予算を執行するときに予算執行伺いを行うよう複数でチェックし、適正な事務処理に努めている。

## 2 医業未収金の徴収に努力を要するもの

## (1) 指摘の内容

平成24年度末における医業未収金(個人負担分)は1,919,086,104円となっており、前年度末より28,687,940円(1.5%)減少しているが、依然として多額である。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

## (2) 講じた改善措置の内容

医業未収金(個人負担分)の発生防止対策として、メディカルソーシャルワーカー等による納付相談の強化、福祉部門と連携した公費申請等の手続支援や斡旋なども行っており、未収金発生の抑止に努めている。高額療養費制度や公費制度等の案内・活用支援を行った。また未収金対策委員会の開催による院内連携の強化と同時に、各病院担当者間の情報共有を目的とした未収金担当者会議を開催した。

回収強化対策として、未収金対策強化月間の実施や簡易な裁判上の請求である「支払督促」の申立てを行った。

## 3 その他事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

津堅診療所においては、未収金の整理に当たって、未収金整理簿を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(病院事業局中部病院)

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、未収金整理簿を作成し、適正な事務処理に努めている。

## 4 報酬が不足払いとなっていたもの

## (1) 指摘の内容

嘱託研修医師の夜間勤務に伴う報酬80,000円が支給されていなかった。

(病院事業局中部病院)

## (2) 講じた改善措置の内容

不足払いとなっていた報酬は、平成25年7月に支給した。

## 5 予定価格調書が作成されていなかったもの

## (1) 指摘の内容

酸素供給装置の保守点検等業務委託契約(執行予定額16,178,220円)について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(病院事業局北部病院)

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、契約担当者は予定価格調書を作成し、複数でチェックを行い、適正な事務処理に努めている。

## 6 契約方法について改善を要するもの

## (1) 指摘の内容

同一敷地内にある医師住宅3部屋の修繕工事について一括して競争入札に付すべきところ、同一期間にそれぞれ別々に随意契約を締結していた。

(病院事業局宮古病院)

## (2) 講じた改善措置の内容

平成25年度は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、他案件において一括して入札契約を行った。

## 7 切手の管理が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

ア 職員が私用で使うため、現金110円と、同額の切手（80円切手1枚、10円切手3枚）を交換していた。

（病院事業局宮古病院）

イ 津堅診療所においては、中部病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていなかった。

（病院事業局中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、定期的に郵便切手受払簿と現物の照合を行い、適正に管理している。

イ 指摘後、郵便切手受払簿を作成し適正に管理している。

8 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設備等の固定資産を撤去する際は、貸借対照表の固定資産から除却する必要があるが、過年度に撤去済みの空調設備等（11,358,643円）について、除却処理されていなかった。

（病院事業局精和病院）

(2) 講じた改善措置の内容

未処理の固定資産については、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正に除却を行った。

【教育庁】

1 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 納入義務者から現金を直接収納したときは、原則として領収証を交付する必要があるが、会計管理者が省略を認めていない生産物の売払いに当たって、領収証が交付されていなかった。

（教育庁宮古総合実業高等学校）

イ 出納員以外の職員が現金の保管を行っていた。

（教育庁美咲特別支援学校）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、会計管理者が領収証の交付の省略を認めていない生産物の売払いに当たっては、領収書を交付している。

イ 指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、出納員が現金の保管を行っている。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母の収入の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で149,339円の過払いとなっていた。

（教育庁国頭教育事務所）

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、配偶者の所得の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で176,800円の過払いとなっていた。

（教育庁那覇教育事務所）

ウ 平成23年度の扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたことが判明した時点で、扶養手当の過払い分は返納されていたが、期末手当の過払い分については返納手続がなされておらず、平成24年度において33,800円の過払いとなっていた。

（教育庁北谷高等学校）

エ 通勤手当の支給に当たって、通勤方法の変更の届出により、支給額が変更となったが、誤った処理を行ったため、41,070円の過払いとなっていた。

（教育庁那覇教育事務所）

オ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、沖縄盲学校で45,585円、中頭教育事務所で103,896円、那覇高等学校で123,943円の過払いとなっていた。

(教育庁沖縄盲学校、中頭教育事務所、那覇高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックをし、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 支出負担行為がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

備品等の購入及び修繕料の支出について、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。

(教育庁宜野湾高等学校、那覇工業高等学校、鏡が丘特別支援学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき契約締結時に支出負担行為の整理を行い、複数でチェックして適切な事務処理に努めている。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア スクールバス管理運行業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がいないことにより随意契約をする場合は、予定価格を変更できないにもかかわらず、予定価格(22,969,800円)を上回る金額(22,999,968円)で契約していた。

(教育庁美咲特別支援学校)

イ 舎食調理業務等委託契約に係る入札において、再度の入札に付して落札者がいないことにより随意契約をする場合は、見積書を徴する必要があるが、徴していなかった。

(教育庁八重山農林高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき複数でチェックをし、適正な会計事務に努めている。

5 許可事務が適切でなかったもの

(1) 指摘の内容

学校施設を第二種電気工事士一般講習の会場として提供していたが、学校施設の目的外使用許可に係る手続がとられていなかった。

(教育庁八重山商工高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県立学校施設の使用に関する規則の周知を図り、同規則に基づき、適正に使用許可を行っている。

6 個人情報の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

臨時的任用職員の募集において、申込書の提出場所を、執務室内の職員から直接見ることができない廊下に設置していた。

(教育庁那覇教育事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、申込書の提出場所を執務室内に設け、個人情報について適正に管理している。

7 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

小型実習船による実習を行う場合の、122件の旅行命令簿が作成されていなかった。

(教育庁沖縄水産高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県職員の旅費に関する条例に基づき旅行命令簿を記載の上乗船するよう周知し、適正に旅行命令簿を作成している。

【警察本部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	51,275,000円	23.9%	△21.2%

(警察本部交通指導課)

## (2) 講じた改善措置の内容

放置駐車違反金の未収金回収対策としては、沖縄県警察本部放置違反金債権管理マニュアルにより、従来から滞納している者にあつては、所在、生活の実態、財産等を継続的に調査をして督促及び催告をし、それらに応じない者には、強制徴収手続を行っている。

また、新規に滞納した者にあつては、速やかに文書での督促及び催告、電話又は訪問での催告をし、それらに応じない者には、強制徴収手続を行っている。

その結果、平成26年3月31日時点で6,933,000円を回収した。

さらに、徴収業務を効率的に行うため、放置駐車車両違反金の収納に係る金銭分任出納員を設置した。

## 2 給与が過不足払いとなっていたもの

## (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、68,100円の過払いとなっていた。

(警察本部警備第二課)

イ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母を扶養親族として認定する場合は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、父母と同居している職員の弟妹の収入確認をしなかったため、扶養手当、期末手当、特勤勤務手当の合計で249,551円の過払いとなっていた。

(警察本部宮古島警察署)

ウ 通勤手当の支給に当たって、認定額の算定を誤ったため、61,154円の不足払いとなっていた。

(警察本部刑事企画課)

エ 単身赴任手当の支給に当たって、給与システムでの処理を誤ったため、41,000円の過払いとなっていた。

(警察本部警察学校)

## (2) 講じた改善措置の内容

管理職手当、扶養手当、期末手当、特勤勤務手当及び単身赴任手当の過払い分並びに通勤手当の不足払い分については、返納及び支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックを行い、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

## 【選挙管理委員会】

## 1 支出負担行為がなされていなかったもの

## (1) 指摘の内容

消耗品等の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。

(選挙管理委員会)

## (2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時に支出負担行為の整理を行うよう職員に周知し、適正な事務処理に努めている。

## &lt;工事に関する事項&gt;

(平成24年度監査結果報告分)

## 1 設計変更手続が適正でなかったもの

## (1) 改善を要するものの内容

農林水産部における契約金額の変更については、工事設計図書等作成要領（平成14年度版）の中の「設計変更に伴う契約変更の取扱要領」により、当初請負金額の20パーセント又は2,000万円を超え

る場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受けることとなっている。

漁港工事において、当初請負金額に比べ、2,996万8,050円、23パーセントの増となっているものがあった。当該工事の契約変更における支出負担行為等の契約事務については、適正に行われていたが、取扱要領に基づく契約変更の承認手続がなされていなかった。

今後は、取扱要領に基づき、適正に手続を行っていただきたい。

(農林水産部宮古農林水産振興センター)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年度に、重要な設計変更に関する事項を審査するため「宮古農林水産振興センター工事設計変更審査会設置要領」を定めた。設計変更については審査会で審議し、適正に手続を行っている。

2 工事監理に改善を要するもの

(1) 改善を要するものの内容

ほ場整備工事において、工事金額が大幅に増加したものがあつた。予定していた客土が使用不可になるとともに、別途に手配した客土単価の増加と数量の増加が発生したことがこの原因である。

今後は、事前の調査を徹底していただきたい。

(農林水産部南部農林土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

監査結果を職員に周知し、再発防止に努めている。ほ場整備工事において、地区搬入前に客土として使用できるか十分に調査を行う。

3 安全管理に改善を必要とするもの

(1) 改善を要するものの内容

道路改良工事において、推進工部立杭施工時の昇降設備に脚立を使用している箇所があつた。1.5メートル以上高さがある場合は、移動梯子等、労働安全衛生規則第526条、同527条で定められている構造のものとする必要がある。

今後は、請負業者の指導を徹底していただきたい。

(土木建築部中部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

請負業者に対する安全衛生管理体制の確認・指導を、工事発注後の施行計画書の打ち合わせ時及び会議等の際に実施している。

4 施設の改修が必要なもの

(1) 改善を要するものの内容

道路改修工事の現場確認を行ったところ、電柱設置部の舗装面が沈下し、補修が必要となっている箇所があつた。

また、歩道と民有地の間に落差があるため防護柵を設置しているが、1メートル程度歩道防護柵がなく延長を検討する必要がある箇所があつた。

補修及び防護柵の延長について、適切に対応していただきたい。

(土木建築部宮古土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

電柱の占有者へ補修依頼を行い、平成25年7月に補修を完了した。また、平成26年2月に歩道防護柵の設置を行った。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成24年度監査結果報告分)

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

- ア 財団法人沖縄県看護学術振興財団では、会計事務等が適正でないものが次のとおりあった。
- (7) 法人市民税の申告をしていないことから、過去5年分の法人市民税250,000円と延滞金30,500円の合計280,500円の不経済な支出となっていた。
- (4) 看護大学紹介DVD制作委託について、契約書の契約期間は平成24年3月31日までとなっているが、成果物の納品は平成24年9月13日と約5か月遅れていた。

(福祉保健部所管)

- イ 沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体では、管理業務委託契約(契約金額33,457,200円)の支払いにあたり、増額変更契約を締結すべきところを手続きを行わずに支払い(支払額34,969,200円)を行っていた。

(商工労働部所管)

- ウ 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が127,009,533円と多額になっていた。

(土木建築部所管)

## (2) 講じた改善措置の内容

- ア(7) 財団法人沖縄県看護学術振興財団に対し、法人市民税の申告及び減免申請を適正に行うよう指導した。同財団では、平成25年度においては、法人市民税の申告及び減免申請を行った。
- (4) 財団法人沖縄県看護学術振興財団に対し、委託業務に関して必要に応じ契約変更を行うなど進捗管理を徹底するよう指導した。同財団では、平成25年度においては、工程表を作成するなど委託業務の作業日程の管理を行い、納期内に確実に成果物が納品できるよう改善を図った。
- イ 沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体に対し、適正な契約手続きを行うよう指導した。指摘後、同企業体では経理担当者として契約担当者による二重のチェックを行い再発防止に努めている。
- ウ 沖縄県住宅供給公社に対し、未収金の縮減に向け、公社債権管理マニュアルに基づく支払い催告強化及び法的措置の実施とともに、所在不明の退去滞納者や法的措置後も債権が残る滞納者の債権等については、不納欠損処理の検討を行うよう指導した。

## 2 公の施設の管理に関するもの

## (1) 指摘の内容

- ア 公益財団法人沖縄県平和祈念財団では、平和の礎の指定管理運営において、基本協定書第4条に基づき、指定管理料の支払いは支払計画を県と協議の上決定することと規定されているが、協議がされていなかった。

(環境生活部所管)

- イ 沖縄熱帯植物管理株式会社では、基本協定書第21条に基づき、県の所有に帰属する備品については備品台帳を作成し適正に管理しなければならないが、備品台帳を作成していなかった。

(農林水産部所管)

## (2) 講じた改善措置の内容

- ア 県及び公益財団法人沖縄県平和記念財団で協定書の内容の再確認を行い、平成26年度の指定管理料の支払い計画について協議を行った。
- イ 沖縄熱帯植物管理株式会社に対し、基本協定書に基づき備品台帳を作成するよう指導し、同社では、平成25年度に備品台帳を作成した。

## 第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

## 1 督促状の未発出について

## (1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項「収入徴収者は、収入金を納入期限まで完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を発して督促するとともに滞納整理票を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発出していないものが次のとおりとなっていた。

督促状は債権の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分的前提要件となることから、督促状を発出する必要がある。

債権名  
児童扶養手当返還金

所管機関名  
青少年・児童家庭課

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

## (2) 講じた改善措置の内容

児童扶養手当返還金については、滞納者あて督促状を作成し発出している。

## 2 催告の未実施について

### (1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名	所管機関名
児童扶養手当返還金	青少年・児童家庭課

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

### (2) 講じた改善措置の内容

児童扶養手当返還金について、滞納者あて文書、電話、訪問により催告を行っている。

## 3 不納欠損処理の適正実施について

### (1) 指摘の内容

平成21年度末時点で消滅時効が完成している公法上の債権が次のとおりであった。

消滅時効が完成している公法上の債権については、収納の根拠がなく、徴収できないものであり、財産状態の適正な把握のため、速やかに不納欠損処理を行う必要がある。

債権名	所管機関名	消滅時効債権金額
児童扶養手当返還金	青少年・児童家庭課	84,773千円

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

### (2) 講じた改善措置の内容

児童扶養手当返還金について、時効が完成している債権（263件、67,188,7800円）について、不納欠損処理を行った。

(平成24年度監査結果報告分)

## 1 より経済的で職員の使い易いシステムを構築する必要があるもの

### (1) 指摘の内容

文書管理システムの改修の際は、アンケートの結果及び部局等のヒアリング結果を参考にし、より経済的で職員の使い易いシステムを構築する必要がある。

また、一部の出先機関において、文書管理システムで処理すべき文書の收受を、文書管理システム以外で処理しているものがあつた。実態把握に努めるとともに、適切に指導する必要がある。

(総務部総務私学課)

### (2) 講じた改善措置の内容

平成24年度に実施した各種の調査結果を参考に、平成25年度に文書管理システムの改修を行った。また、次期文書管理システム（平成27年度運用開始予定）においては、現行システムの評価、分析を行い、システム機能の精査、運用管理体制の見直しなどを実施し、経済的なシステムの構築を目指す。

出先機関について、平成24年度に実施した出先機関ヒヤリング調査において、適切に文書管理システムを利用するよう周知を行っている。今後、継続して出先機関の適切なシステム利用の周知に努めていく。

(平成25年度監査結果報告分)

## 1 安全運転管理者等の選任について

### (1) 指摘の内容

安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法第74条の3に基づき選任する必要があり、運転者に対して安全な運転を確保するため必要な指示を与えるなど、重要な役割を担っている。

平成25年10月31日現在、安全運転管理者については、12機関において選任及び届出の手続が行われていない。また副安全運転管理者については、2機関において選任及び届出の手続が行われていない。適切に対応していただきたい。

・安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

農林水産部：畜産研究センター

・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

総務部：那覇県税事務所

農林水産部：宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課、水産海洋技術センター

商工労働部：具志川職業能力開発校、浦添職業能力開発校

県立学校：鏡が丘特別支援学校

病院事業局：宮古病院

(2) 講じた改善措置の内容

- ・安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

安全運転管理者を平成26年1月に選任した。

なお、副安全運転管理者については、監査指摘後に確認した結果、選任及び届出を行う必要のないことが判明した。

- ・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

安全運転管理者の選任及び届出の手続きを完了している。

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年6月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

(採捕の制限)

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、第2に掲げる者が、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

(承認の対象者)

第2 第1のただし書の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 試験・研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

(承認申請)

第3 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第2の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

(承認の有効期間)

第4 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2の第3号に規定する者は漁期（8月1日からその翌年の5月30日までをいう。以下同じ。）の期間内
- (2) 前号に規定する以外の者は1年以内

(承認の追認)

第5 平成25年沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとする。

(捕獲頭数)

第6 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第2の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りでない。

(大きさの制限)

第7 第2の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、直甲長70センチメートルを超える大きさのタイマイを採捕してはならない。

(雌のウミガメの採捕禁止)

第8 第2の第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、雌のウミガメを採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第9 第1のただし書の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)は、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第10 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第11 委員会は、第1のただし書の規定若しくは第9の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、又は第10の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証(第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第5号様式、第2の第3号に規定する者は第6号様式)を交付する。

(承認証の携帯)

第12 承認を受けた者は、ウミガメを採捕しようとする場合は、第11に規定する承認証(以下「承認証」という。)を携帯しなければならない。

(廃止届の提出)

第13 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書(第7号様式)に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出義務)

第14 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1か月以内に、ウミガメ採捕報告書(第8号様式)を委員会へ提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第15 承認を受けた者は、第14の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第14に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第16 何人も第1のただし書の承認を受けないで採捕されたウミガメ(当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成26年7月1日から平成29年6月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ウミガメ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事(委託)する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名:

- (2) 漁船登録番号：
- (3) 総トン数：
- (4) 所有者氏名：
- 7 試験研究等の計画内容

第2号様式（第3関係）

ウミガメ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
  - (4) 所有者氏名：
- 6 陸揚港

第3号様式（第9関係）

ウミガメ採捕承認変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式（第10関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書

<p>沖縄海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 承認番号</p> <p>2 亡失又は毀損した年月日                      年    月    日</p> <p>3 亡失又は毀損した理由</p>	<p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: center;">印</p>
--	---

第5号様式（第11関係）

<p>ウミガメ採捕承認証</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>承認番号 沖調K第      号</p>
<p>1 採捕するウミガメの種類及び数量</p> <p>2 採捕区域</p> <p>3 採捕期間                      年    月    日から                      年    月    日まで</p> <p>4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名</p> <p>5 使用する船舶</p> <p>    (1) 船名：</p> <p>    (2) 漁船登録番号：</p> <p>    (3) 総トン数：</p> <p>6 承認期間                      年    月    日から                      年    月    日まで</p> <p>7 制限又は条件</p>	
<p>年    月    日</p> <p>沖縄海区漁業調整委員会 会長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

第6号様式（第11関係）

<p>ウミガメ採捕承認証</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>承認番号 沖調K第      号</p>
<p>1 採捕するウミガメの種類及び数量</p> <p>2 採捕区域</p> <p>3 採捕期間                      年    月    日から                      年    月    日まで</p> <p>4 使用する船舶</p> <p>    (1) 船名：</p> <p>    (2) 漁船登録番号：</p> <p>    (3) 総トン数：</p> <p>5 承認期間                      年    月    日から                      年    月    日まで</p> <p>6 制限又は条件</p>	

年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 <span style="float: right;">印</span>
---

第7号様式（第13関係）

ウミガメ採捕廃止届書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
住所		
氏名		印
沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を廃止したので下記のとおり申請します。		
記		
1 承認番号		
2 廃止年月日	年 月 日	
3 廃止理由		
4 添付書類	ウミガメ採捕承認証（別添）	

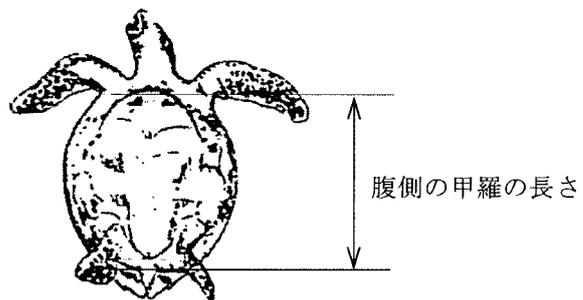
第8号様式（第14関係）

ウミガメ採捕報告書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
住所		
氏名		印
沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。		
記		
1 承認番号		
2 採捕期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 主な採捕場所		
4 主な採捕方法		
5 採捕状況	別紙のとおり (試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)	

別紙（第8号様式関係）

ウミガメの採捕状況 氏名 ( )						
採捕日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	販売先	金額
月 日		cm	kg			円
① 大きさ欄には、腹側の甲羅の長さを記載すること。 ② 用途欄には、試験研究、食用、はく製、展示などと記入すること。 ③ 販売先欄には、販売先の名称（漁協名、料理店名、施設名）を記入すること。						

- ④ 承認期間中、合計2頭以上の展示用販売を行う場合は、動物取扱業登録証の写しを添付すること。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--